

千葉市と株式会社ＺＯＺＯとの包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ＺＯＺＯ（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、双方の資源、ノウハウを有効に活用した協働による活動を推進することにより、個性や魅力を高め未来へつなぐまちづくり、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （１）魅力を高めるまちづくりの推進に関する事項
- （２）文化・教育及びスポーツ振興の推進に関する事項
- （３）災害時における対応、防災、防犯に関する事項
- （４）地域経済活性化に関する事項
- （５）千葉市の施策の推進に関する事項
- （６）その他市民サービス向上に関する事項

２ 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第３条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第４条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の２ヶ月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第５条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

２ 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 2 月13日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市美浜区中瀬2丁目6番1号 WBG リゾ ー ト 16 階
株式会社Zozo

代表取締役社長 前 澤 友 作